

## 議案第88号

### 阿見町職員の降給に関する条例の一部改正について

阿見町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

阿見町長 千葉 繁

### 阿見町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の降給に関する条例(平成28年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において、」を「該当し、」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の3項を加える。

- 2 阿見町職員の給与に関する条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに阿見町職員の給与に関する条例附則第22項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、阿見町職員の給与に関する条例附則第22項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 4 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

阿見町職員の降給に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(降給の種類)</p> <p><b>第2条</b> 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p><b>第3条</b> 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(降給の種類)</p> <p><b>第2条</b> 降給の種類は、降格（職員に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに<u>地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）</u>とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p><b>第3条</b> 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p><b>1</b> (略)</p> <p><b>2</b> <u>阿見町職員の給与に関する条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに阿見町職員の給与に関する条例附則第22項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p><b>3</b> <u>第5条の規定は、阿見町職員の給与に関する条例附則第22項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p> <p><b>4</b> <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業</u></p>	

現行	改正後	備考
	<u>職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。</u>	

阿見町職員の降給に関する条例の一部改正案についての概要

**第 1 改正の理由**

地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるなど、本町職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がある。

**第 2 改正の主な内容**

管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）に伴う降給を定める。

**第 3 施行期日**

令和 5 年 4 月 1 日